

愛知県公共施設等総合管理計画

～県有施設利活用最適化に係る基本的方向性～

平成 27 年 3 月
愛知県

愛知県公共施設等総合管理計画～県有施設利活用最適化に係る基本的方向性～ 目次

本計画の概要	1	(3) 施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定方針	24
1 策定趣旨等		4 工程表	26
(1) 策定趣旨	2		
(2) 位置付け	3		
(3) 対象施設	3		
(4) 取組期間・フォローアップ	3		
(5) 目標	3		
2 県有施設の現状と課題		参考資料	
(1) 県有施設の現状	4	1 施設類型ごとの現状・課題・取組方針等について	27
(2) 取り巻く環境の変化	9	2 施設類型ごとの長寿命化計画の策定状況について	63
(3) 中長期的な維持・更新に必要な経費の見込み	11	3 行財政改革の取組状況について	64
(4) これまでの取組状況	16	4 県有施設利活用・保守管理プログラムの取組について	65
(5) 課題に対する認識	17	5 県有施設利活用最適化研究会設置要綱	69
3 施設の適正管理に関する方針等			
(1) 基本的な方針・方策	18		
(2) 具体的な取組方針	20		
① 点検・診断等の実施方針	20		
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	20		
③ 安全確保の実施方針	21		
④ 耐震化の実施方針	22		
⑤ 長寿命化の実施方針	22		
⑥ 施設総量の適正化の推進方針	22		
⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	23		

【注意事項】

- 1 県有施設に関する数値及びグラフは、特に記載のない限り、平成25年3月31日現在の財産管理システム（固定資産台帳）登録データに基づいています。
- 2 以下の図書等を参考とし、下表の定義によって各用語を使っています。
 - ・「総解説ファシリティマネジメント」及び「総解説ファシリティマネジメント 追補版」（FM推進連絡協議会編）
 - ・「公共ファシリティマネジメント戦略」（公益社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会編）
 - ・「建築物のLC評価用データ集 改訂第4版」（建築物のLC評価用データ集改訂第4版編集委員会編）
 - ・「平成17年度版 建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、財団法人建築保全センター編）

用語	定義
補修	劣化した施設の性能・機能を、使用に支障のない程度まで回復すること。
修繕	劣化した施設の性能・機能を、建設当初の水準まで回復すること。広義には、補修及び改修も含む。
改修	劣化した施設の性能・機能を、社会の変化等により新たに求められることとなった水準まで（建設当初の水準以上に）改善すること。
更新	劣化した部位・部材・機器等を新しいものに取り替えること。また、施設そのものを建て替えること。
事後保全	実際に異常や故障が発生した時、または確認された段階で初めて、原状回復のための修繕等を実施する方法
予防保全	劣化の有無や兆候（些細な異常等）を可能な限り確認または予測して、故障や不都合が発生する前に、必要な日常点検・定期点検・修繕等を実施する方法。予防保全は、さらに、「時間計画保全」（定められた時間計画に従って必要な措置を行う。）と「状態監視保全」（状態を観察し、劣化・損傷の状態に応じて必要な措置を行う。）に分けられる。一般的には、重要度の高いもの、安全性に大きく関係するもの、被害損失の度合いの大きいものなどが対象となる。
大規模改修	施設全体を対象に、経年劣化した部位や耐用年数を迎えた設備等の性能・機能を一度に（大規模に）改修すること。
予防的補修	劣化・損傷が軽微なうちに（事故が発生する前に）、性能・機能の保持・回復を図るために補修すること。
長寿命化	施設の構造部分（建物の場合は躯体）が健全である限り、適切な維持保全によって、寿命を永らえさせること。
ライフサイクルコスト	施設の新築から取壊しまでの全期間に要する費用（企画、設計、施工、維持管理、修繕、廃棄コスト等）の合計
PPP/PFI	PPPは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間ノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFIは、その一手法で、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法

本計画の概要



- ◆ 県有施設の膨大なストック（事業用資産(建物) 1.5 兆円、インフラ資産(工作物・建物) 7.3 兆円 合計 8.8 兆円)
- ◆ 県有施設の老朽化（全体の半分近くが築 30 年を経過）
- ◆ 将来的な人口減少・人口構造の変化(年少人口・生産年齢人口が減少、老年人口が増加)
- ◆ 厳しい財政状況

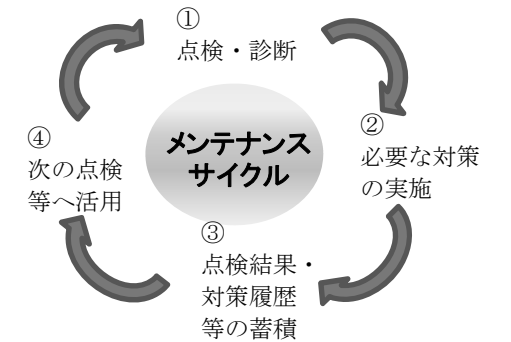
限られた財源の中での老朽化対策が課題

- 【方針】**

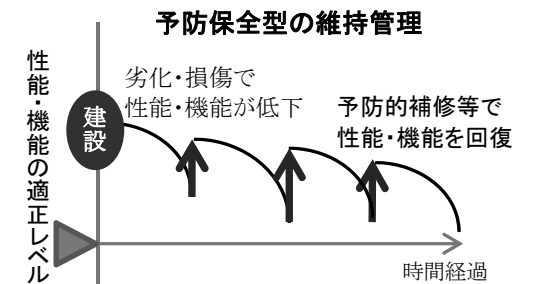
 - ◇ 安全・安心の確保を最優先
 - ◇ 維持・更新に係る経費の軽減・平準化

【方策】

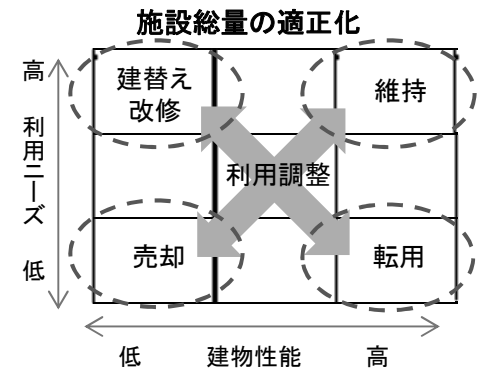
 - メンテナンスサイクルの構築
 - 予防保全型の維持管理の導入
 - 施設総量の適正化



項目	具体的な取組方針
① 点検・診断等	基準類の整備、点検結果の収集・蓄積・活用 等
② 維持管理・修繕・更新等	予防保全の実施、施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定、ニーズ変化への対応、多様な主体との連携
③ 安全確保	同種・類似リスクへの対応、利用見込みのない施設の除却 等
④ 耐震化	耐震改修の推進、BCP（業務継続計画）対策の強化
⑤ 長寿命化	予防保全の実施、建物の大規模改修の実施
⑥ 施設総量の適正化	将来的な施設の必要性・集約化の検討、広域的な視野での検討 等
⑦ 体制の構築	部局横断的組織の構築、管財・技術・財政の各部門の連携強化 等



当初5年間の目標		期間全体の目標	
施設の健全性確保のための仕組み確立		施設の老朽化に起因する重大事故ゼロを継続	
第一期 (H27. 4. 1～H32. 3. 31)	第二期 (H32. 4. 1～H37. 3. 31)	第三期 (H37. 4. 1～H42. 3. 31)	
施設の健全性確保のための仕組み作り(点検基準等の整備、点検結果の収集・蓄積・活用の仕組み検討等)			
施設類型ごとに個別施設計画を策定			
個別施設計画を推進(計画に基づき施設を維持管理し、長寿命化を推進)			



1 策定趣旨等

(1) 策定趣旨

本県では、戦後の復興期から高度経済成長期にかけ、急激な人口増や経済成長に伴う行政ニーズに対応するため集中的に公共施設を整備し、県民の利便性の向上等に努めてきました。しかしながら、その後、社会の成熟化による行政ニーズの変化や県に求められる役割の変化等により、県有施設のあるべき姿にも変化が生じてきました。そこで累次の行革大綱の取組の一環として、必要性の薄れた施設の廃止や余剰スペースが生じた庁舎の集約化など施設総量の縮減に取り組み、一定の成果を上げてきたところです。

また、施設の安全・安心の確保の面では、「あいち地震対策アクションプラン」を策定し、施設の耐震改修を着実に進めています。一方、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネルにおける天井板落下事故等を契機に関心が高まったインフラの老朽化については、トンネルの緊急点検を遅滞なく実施するとともに定期点検や中長期的な維持保全計画の策定などに取り組んでおり、利用者の安全・安心の確保を最優先に、必要な対策を推進しています。

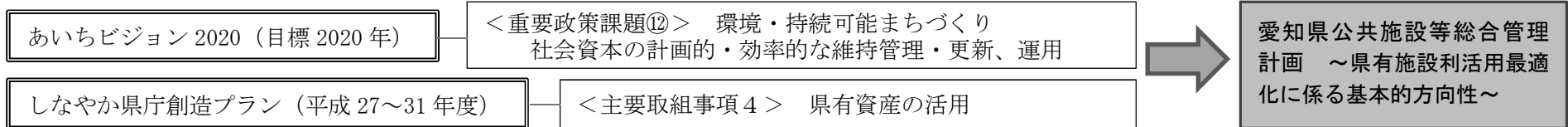
このように本県では、当面の施設総量の適正化や安全・安心の確保への対応を着実に進めていますが、高度経済成長期等に集中的に整備した施設が更新（建替え）や大規模改修の時期を迎えるとともに、南海トラフ巨大地震への備えとしてさらなる安全・安心の確保、将来的な人口減少等を見据えた施設の最適化なども求められることから、今後はより長期的・広域的・総合的な視点で計画的に取組を推進していく必要があります。

そこで、これまでの取組の成果を踏まえた次のステップとして、平成25年4月に全庁の関係課室で構成する「県有施設利活用最適化研究会」を設置し、新公会計制度導入に伴い整備した固定資産台帳のデータ等を活用した現状分析や課題の整理を行った上で施設の老朽化対策を軸とした中長期的な県有施設の利活用最適化に係る基本的方向性を取りまとめ、これを「愛知県公共施設等総合管理計画」(※1)として策定することとしました。

※1 平成25年6月に発表された政府の「日本再興戦略」において、秋頃までに国としてのインフラ長寿命化基本計画（基本方針）を取りまとめることとされ、同年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」の中で、各省庁や地方公共団体は行動計画及び個別施設毎の計画を策定することが求められました。また、平成26年4月には、総務省から地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定が要請され、同計画は「インフラ長寿命化基本計画」における行動計画と同一のものと位置付けられたところです。本計画は、この「公共施設等総合管理計画」に必要とされる項目を充足する内容となっています。

(2) 位置付け

本計画は、「あいちビジョン2020」(平成26年3月策定)の重要政策課題「環境・持続可能まちづくり」の主要政策である【社会資本の計画的・効率的な維持管理・更新、運用】及び「しなやか県庁創造プラン(愛知県第六次行革大綱)」(平成26年12月策定)の主要取組事項である【県有資産の活用】などの取組を具体的に進めるための基本的方向性を取りまとめたものです。



(3) 対象施設

対象とする施設は、県が保有するすべての建物及び工作物とします(公営企業所管施設を含む。)

(4) 取組期間・フォローアップ

取組期間は、平成27年(2015年)4月1日から平成42年(2030年)3月31日までの15年間とします。
なお、取組の進捗状況を毎年度フォローアップし、概ね5年ごとに見直すこととします。
また、進捗状況等については、適宜、ホームページ等で公表します。

(5) 目標

目標は以下の2つとします。

① 取組期間全体の目標

平成42年(2030年)3月31日までの間、施設の老朽化に起因する重大事故(※2)ゼロを継続すること。

② 当初の5年間の目標

平成32年(2020年)3月31日までに、施設の健全性(安全・安心)を確保するための仕組みを確立すること。

※2 重大事故とは、人命にかかわるような事故を指します。

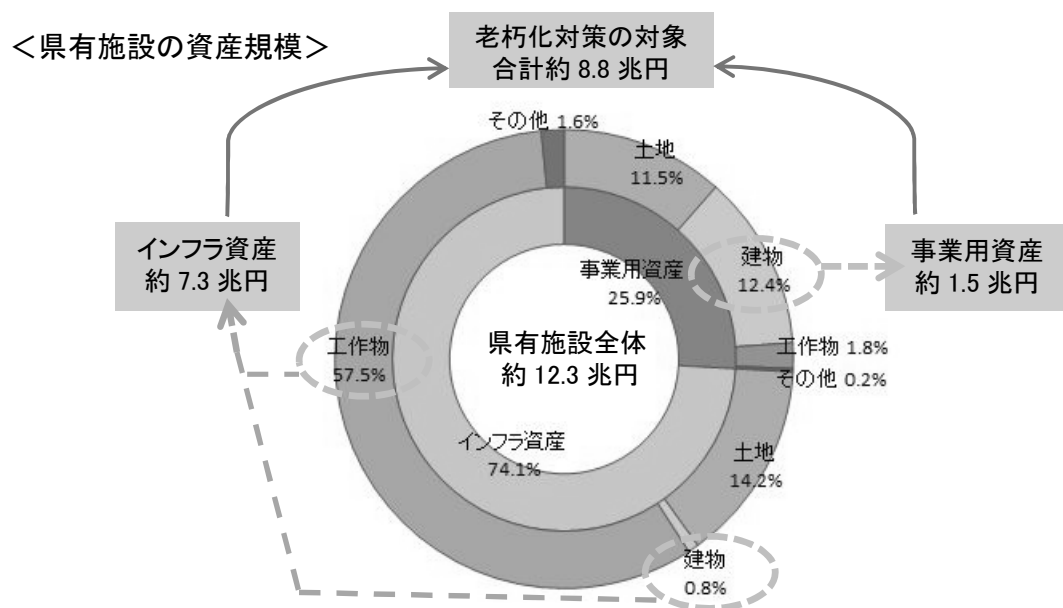
<参考> 国の「インフラ長寿命化基本計画」の目標(抜粋)
・老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ(2030年)
・適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保(2020年頃)

2 県有施設の現状と課題

(1) 県有施設の現状

① 全体規模

県有施設全体の資産規模は、新公会計制度の導入に伴い整備した固定資産台帳の再調達価額ベースで約12.3兆円です。このうち、老朽化対策が必要となる主なものとしては、庁舎や公の施設などの事業用資産に係る建物（約1.5兆円）及び道路や河川などのインフラ資産に係る工作物及び建物（約7.3兆円）で、合計約8.8兆円となっています。（※3）これは、本県の平成25年度一般会計当初予算額（約2.2兆円）の約4倍の規模です。



※3 本県では平成25年4月の新公会計制度導入を機に、数量情報だけでなく資産としての金額情報等を付加した固定資産台帳を整備しました。これにより、庁舎や学校等の建物だけでなく、従来は個別の台帳で管理されていた道路や河川等も含め、資産価値を一元的に把握できるようになりました。

左のグラフは、固定資産台帳の整備によって把握できた再調達価額（平成25年4月時点でその施設を再取得した場合の価額）を基礎データとしています。このデータを使うことにより、今後の更新費用の概ねの規模を把握することができます。なお、帳簿価額（減価償却累計額を差し引いた現在価値）は県有施設全体で約7.5兆円です（平成25年4月時点）。

老朽化対策が必要となる主なもの（事業用資産に係る建物、インフラ資産に係る工作物・建物）の概況を次ページ以降（②、③）に、また、詳細を参考資料1に掲載しています。

なお、上記の他、公営企業が所管する施設があり、その資産規模は、取得価額ベースで企業庁が約5,609億円、病院事業庁が約671億円、また帳簿価額ベースでは企業庁が約2,534億円、病院事業庁が約255億円となっています。（※4）

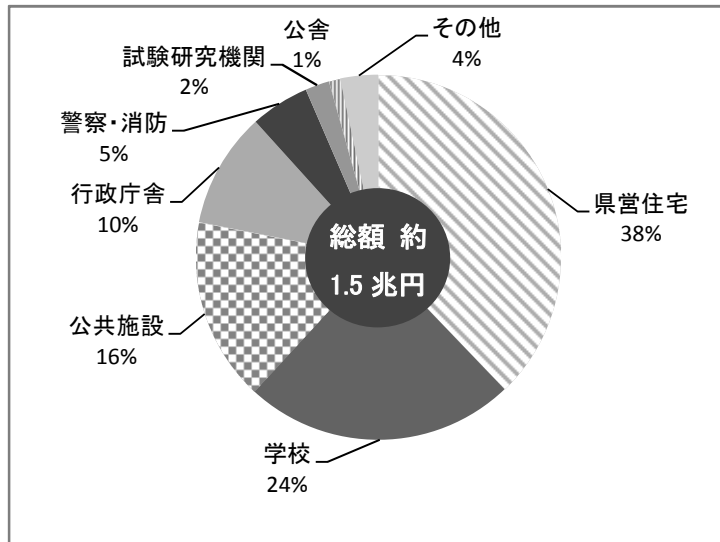
※4 企業庁は水道及び工業用水道を、病院事業庁は病院をそれぞれ所管し、両庁で策定している経営計画に従って施設の維持管理・更新など資産マネジメントを行っています。両庁では設立当初から固定資産台帳を整備しており、固定資産の評価方法は一般的な「取得原価主義」（取得価額を基準として評価する方法）に基づいています。公営企業を除く県有施設の固定資産台帳についても「取得原価主義」を採用していますが、平成25年度に固定資産台帳を整備した際、既に保有している資産については、取得価額が不明なものが多かったため、平成25年4月時点の再調達価額をもって取得価額とみなす（公正価値評価）こととしました。こうした事情に鑑み、双方の取得価額を単純に合算することは必ずしも適切ではないことから、公営企業の施設については上のグラフには合算していません。

② 事業用資産（建物）の内訳

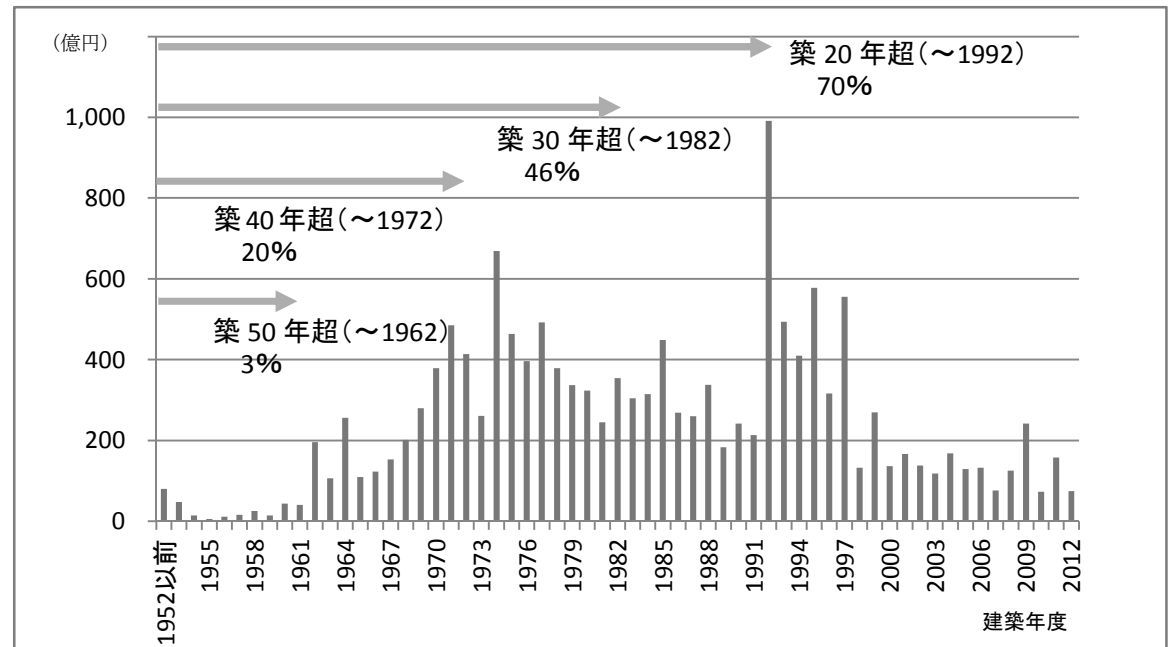
事業用資産（建物）の規模は、再調達価額ベースで約1.5兆円となっており、用途別では、県営住宅が最も多く全体の38%（約5,686億円）、次いで学校が24%（約3,550億円）を占め、残り3分の1が公共施設や行政庁舎等（約5,713億円）となっています。

また、建築年度では、築30年を超えるものが46%となっており、10年後にはその割合が70%にまで達することとなります。

＜用途別再調達価額の割合＞



＜建築年度別再調達価額＞



注意:都市公園の建物及び下水道科学館は事業用資産ですが、インフラ施設全体の枠組みで対策を検討していることから、便宜的にインフラ資産に分類しています。(参考資料1参照)

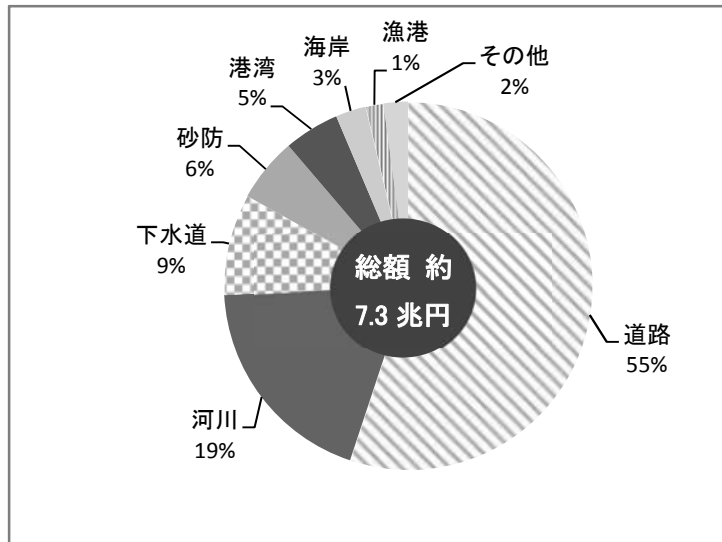
★この他、建物については、延床面積に関する参考データを p.7～8 に掲載しています。

③ インフラ資産（工作物及び建物）の内訳

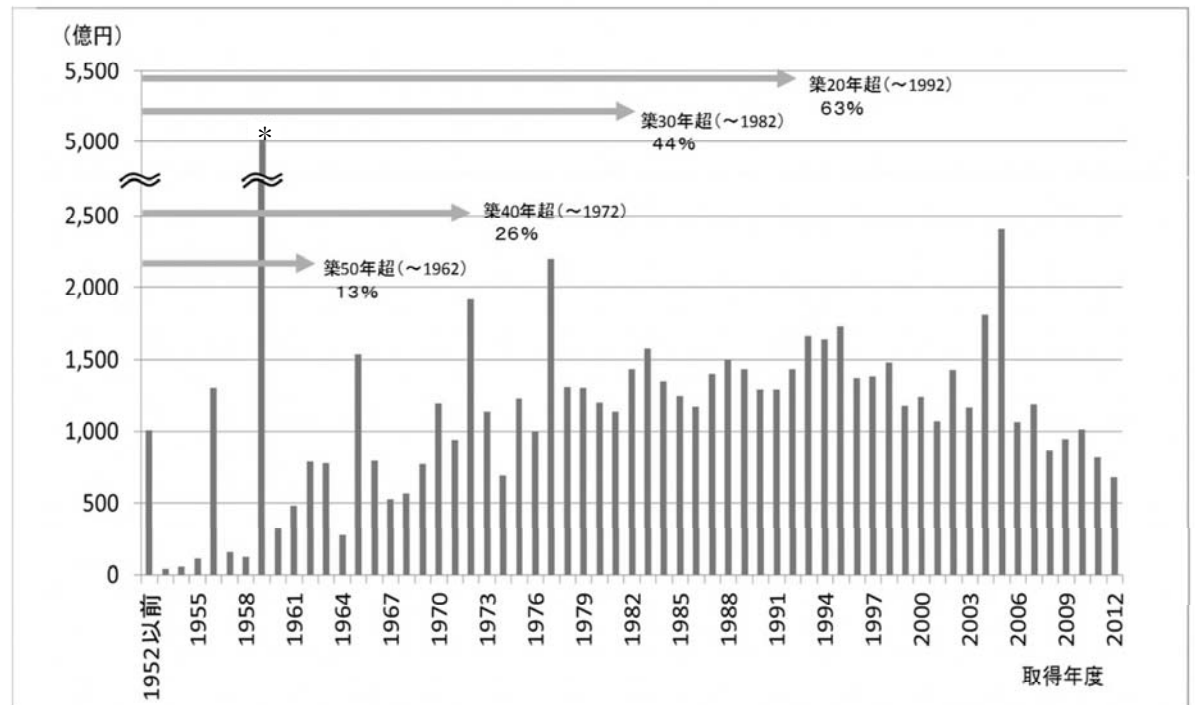
インフラ資産（工作物及び建物）の規模は、再調達価額ベースで約7.3兆円となっており、用途別では、道路が最も多く全体の55%（約4兆100億円）、次いで河川19%（約1兆3,896億円）、下水道9%（約6,487億円）などとなっています。

また、取得年度（建設年度）では、建設後30年を経過する工作物が44%となっており、10年後にはその割合が63%にまで達することとなります。

<用途別再調達価額の割合>



<取得年度別再調達価額>

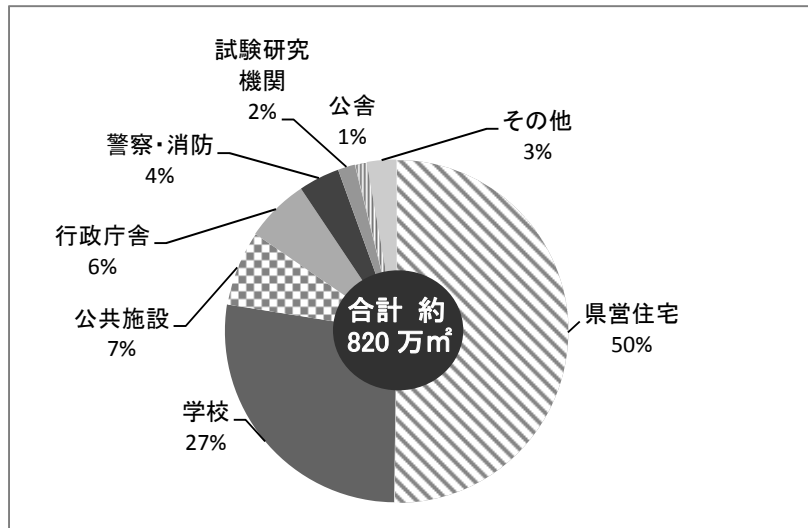


*この年に道路台帳の整備を実施し、多くの道路の取得年次を設定したことによる突出

建物延床面積の参考データ

1 用途別の延床面積

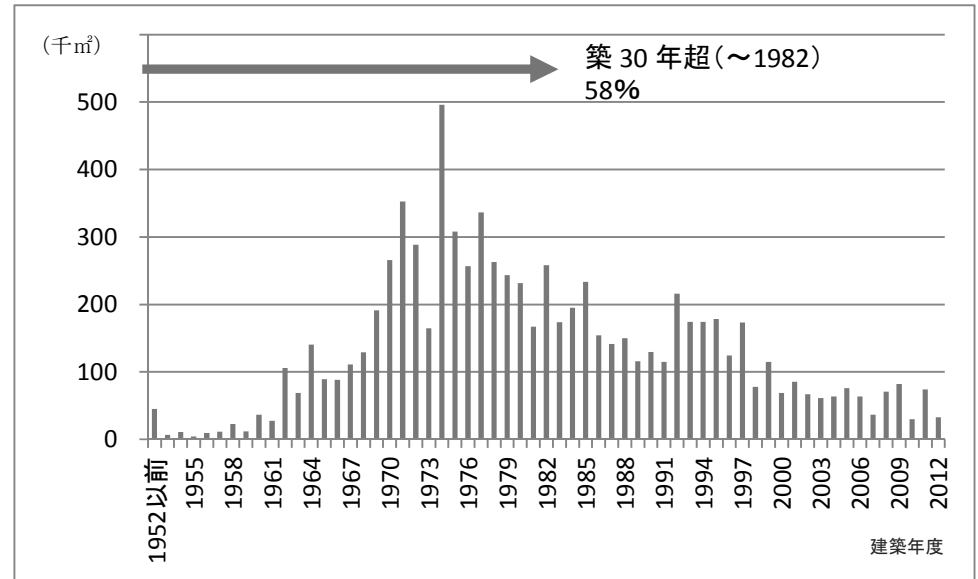
事業用資産(建物)の総延床面積は約820万㎡で、うち約半分が県営住宅(約410万㎡)、4分の1強が学校(約220万㎡)、残り4分の1弱が行政庁舎等となっています。



注意: 1及び2のグラフは、5ページのグラフと整合性を図るため、インフラ資産並びに都市公園の建物及び下水道科学館は含まれていません。

2 建築年度別の延床面積

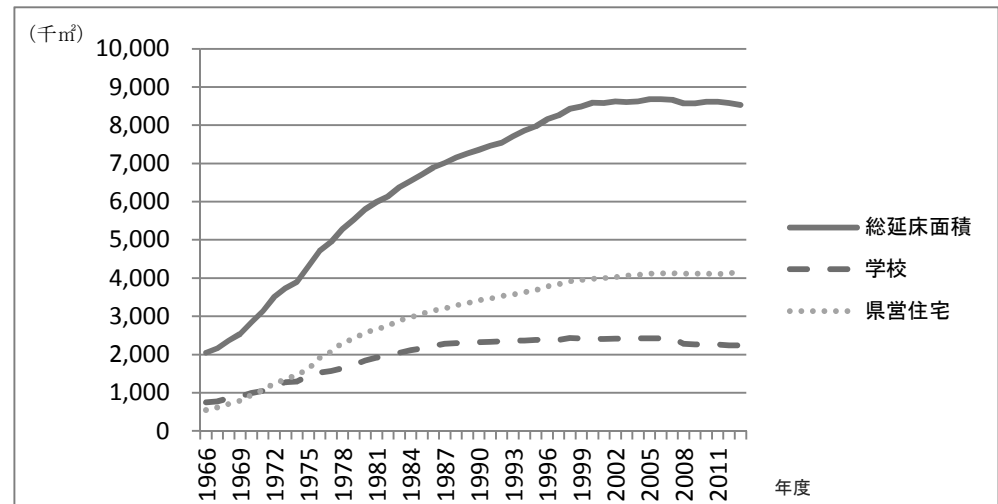
事業用資産(建物)の総延床面積を建築年度で見ると、築30年を超えるものが半分以上となっています。



3 建物総延床面積の年度別推移

人口増に伴う施設需要の高まりに呼応し、建物の延床面積は、1990年代まで増加傾向が続きました。その後は行財政改革による施設の統廃合などにより、横ばい又はやや減少の傾向が続いています。

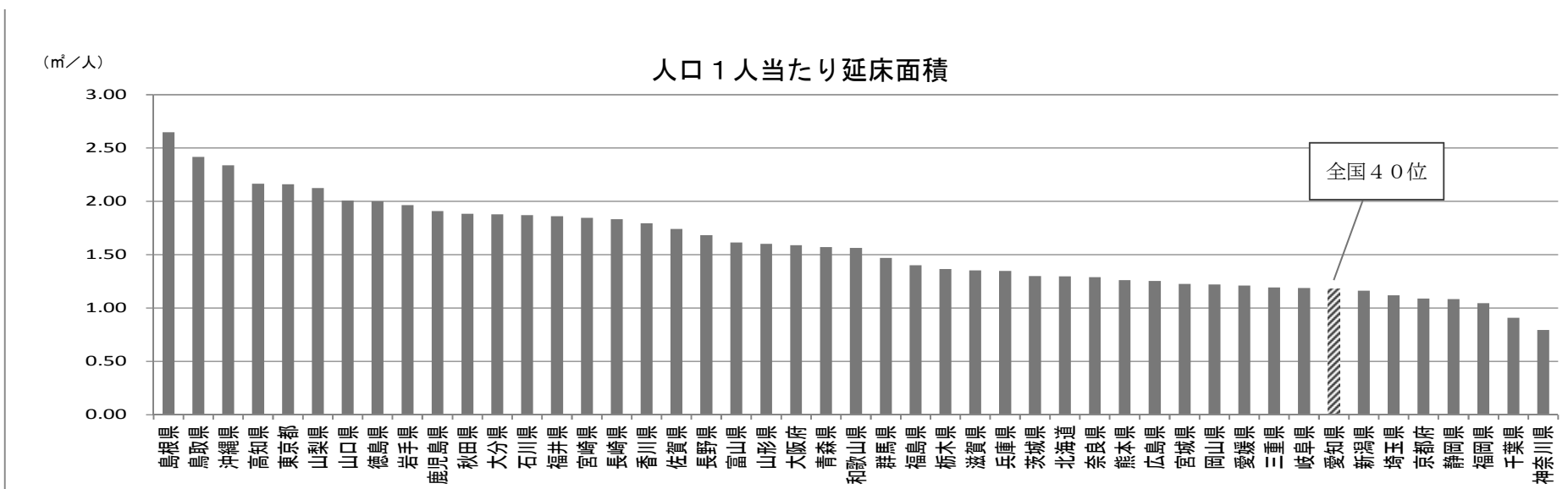
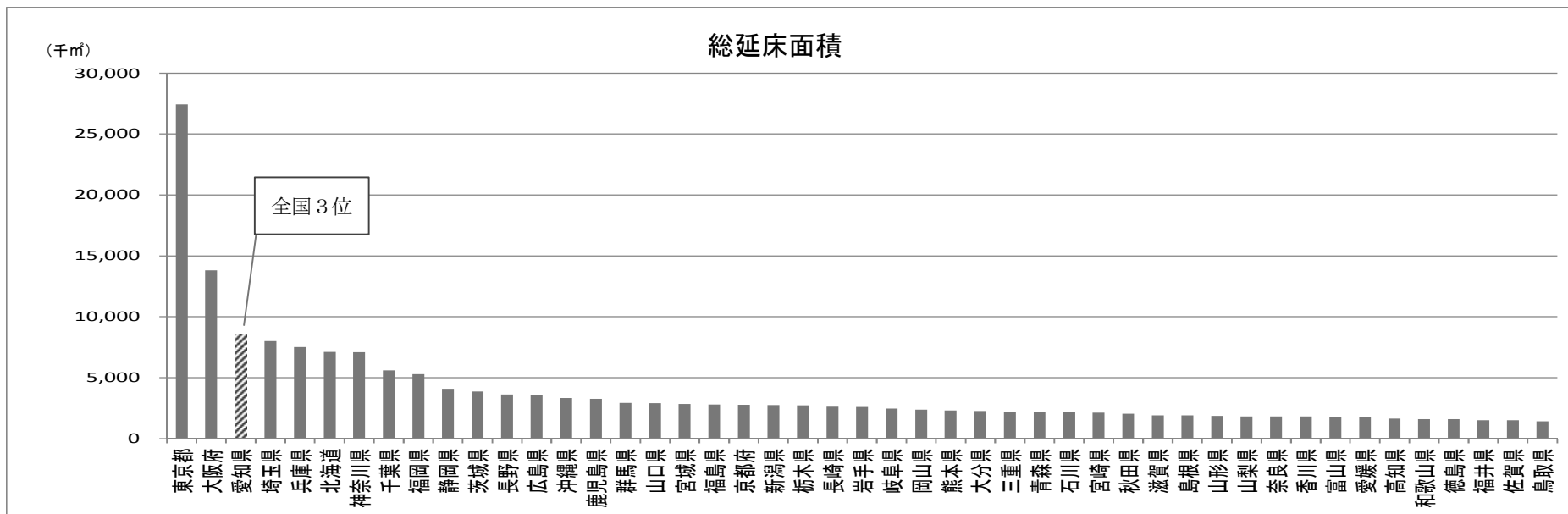
用途別で大きな割合を占める県営住宅と学校について見ると、県営住宅は概ね1990年代まで、学校は概ね1980年代前半まで、多く整備されてきたことがわかります。



データ出典: 「財産に関する調査」(地方自治法第233条第5項に基づき作成)

4 全都道府県の延床面積の比較について

本県の建物の総延床面積は3位の規模ですが、人口1人当たりの延床面積で比較すると40位となります。

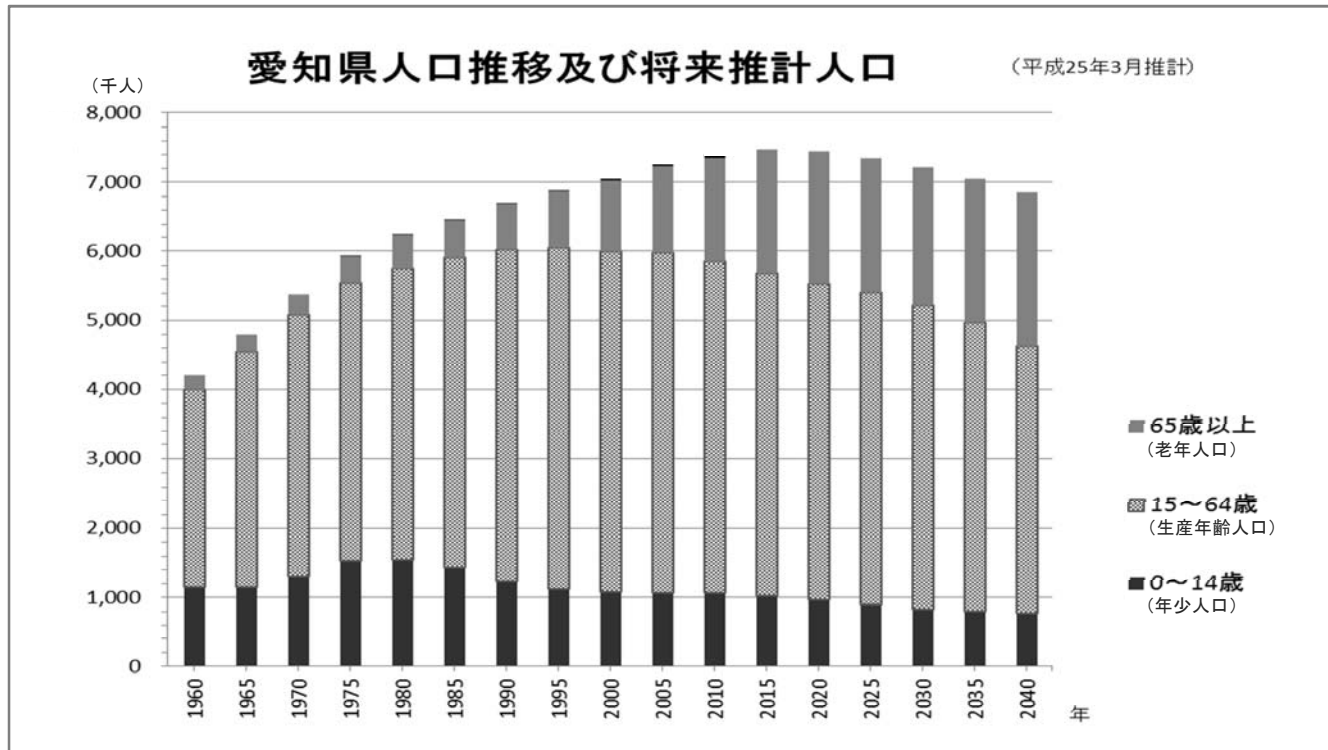


データ出典:「総務省公共施設状況調経年比較表(平成24年3月31日現在)」・「総務省平成24年住民基本台帳人口・世帯数、平成23年度人口動態(都道府県別)(平成24年3月31日現在)」

(2) 取り巻く環境の変化

① 人口見通し

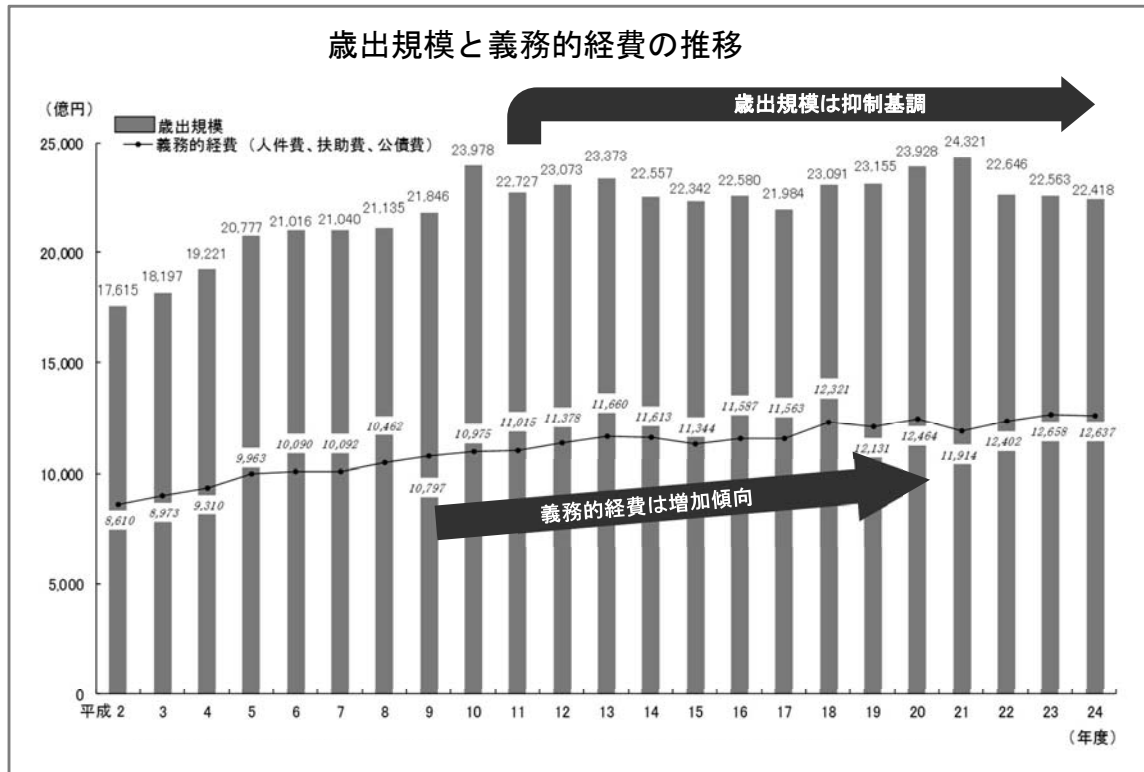
本県の人口は、平成32年（2020年）頃にピークを迎える見込まれています。また、年代別では、年少人口及び生産年齢人口が大幅に減少する一方、老年人口は増加し、人口構造が大きく変化していくと見込まれています。



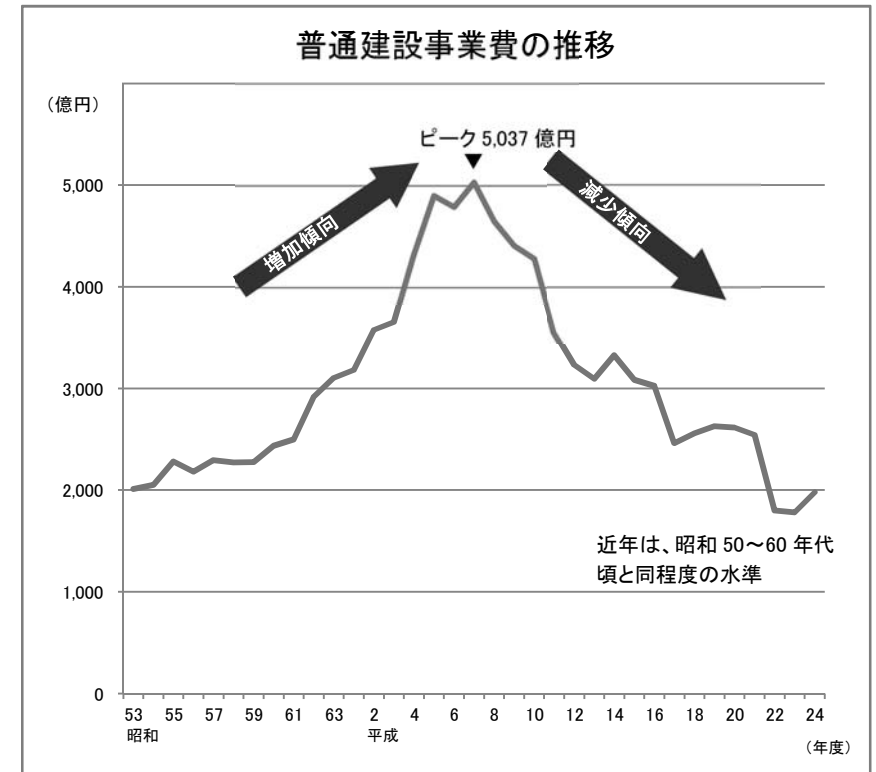
データ出典:『国勢調査』(総務省統計局)及び『日本の地域別将来推計人口(都道府県・市区町村)』(国立社会保障・人口問題研究所)
注意:推計値の合計は、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)による推計値に合致します。
グラフ中、年齢不詳者については、ごく少数であるため表示を省略しています。

② 財政状況

本県の財政状況について平成以降の推移を見ると、戦後初の赤字決算となった平成10年度（1998年度）を境に、歳出規模は抑制基調で推移する一方、扶助費や公債費などの義務的経費は年々増加傾向にあります。また、普通建設事業費については、平成に入り増加傾向となりましたが、平成7年度（1995年度）をピークに減少に転じ、近年は昭和50～60年代頃と同程度の水準になっています。



データ出典:平成26年 財政の概要(平成26年5月発行 愛知県総務部財政課)
 注意:歳出規模は決算額、義務的経費は最終予算額、歳出及び義務的経費は借換債除きの規模です。



データ出典:決算統計(第6表 性質別歳出内訳)
 注意:普通建設事業費のうち、市町村に対する補助金及びその他に対する補助金を除いた額を表示しています。